

Ⅲ 課題を解決するための 地域福祉活動のあり方 ー基本理念と基本目標ー

1 基本理念と基本目標 ー私たちがめざすまちー

(1) 基本理念

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

- この計画の基本理念として、
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」
を掲げます。
- 葛飾区に暮らすすべての区民が、住み慣れたまちで、自分らしく、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 区民・関係機関・社会福祉協議会・葛飾区がこの基本理念のもと
に連携・協働して、地域福祉活動を推進していきます。
- 区民一人ひとりの主体的な参加と行動により、「わがまち葛飾」を
創り・育みます。

(2) 基本目標

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **地域のきずな**

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **理解しあうところ**

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **思いやりと安心の輪**

- 前章で分析したとおり、私たちの住む葛飾区には様々な地域課題が存在します。だれもが暮らしやすい葛飾区にしていくためには、これらの課題を解決していかななくてはなりません。
- これらの地域課題を解決するために、3つの基本目標を立てました。この3つの目標を達成していくことによって、基本理念に近づいていくことをめざします。
- この計画をお読みのあなたも、私たちと一緒に地域福祉活動を始めてみませんか。

〔 基本目標 1 〕

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 地 域 の き ず な

- 身近な地域において、支えあう人と人とのつながりが必要と考えている人が多数いるにもかかわらず、つながりは様々な要因により希薄になりつつあります。
- 一方で、区内には、地域の困っている方のために何かをしたいと考えている人が大勢いることもわかっています。
- 人と人とのつながりを広げ・深め、みんなで地域のきずなを育むことを目標に、地域福祉活動を推進していきます。

〔 具体的活動の方向性 〕

身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

- 身近な地域において、区民が主体的に地域の要援護者の困りごとを解決するための新たな地域福祉活動を立ち上げ、この活動を通して地域のきずなを育んでいきましょう。
- 人と人、地域と地域のつながりを広げ、支えあう福祉のネットワークをつくりましょう。
- 地域での福祉活動やボランティア活動の体験を通して、次世代を担う子どもたちの福祉の精神を育んでいきましょう。

〔 基本目標 2 〕

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 理解しあうところ

- 少子高齢化はますます進み、葛飾区にも 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が訪れることは確実です。
- 支援や介護が必要な人たちをはじめ、地域には様々な人が暮らししており、お互いの理解を深める必要があります。
- 団塊の世代の退職が始まるなど、地域で活動する人の中には、新しい力や価値観を持った人たちが増えてきます。
- 福祉等について学びあい、福祉活動を推進することにより、一人ひとりが相手を思いやり、互いに理解する心を育み、地域に暮らすだれもが排除されない地域の実現をめざします。

〔 具体的活動の方向性 〕

身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

たすけあいの輪を広げましょう

- 福祉教育、ボランティア活動、募金活動などを通じてお互いに理解しあう心を育んでいきましょう。
- 区民が区民の手助けをする住民参加型福祉活動を、さらに広げましょう。
- 老若男女を問わず、だれでも地域福祉活動やボランティア活動に安心して参加することができるように、環境を整えましょう。

[基本目標 3]

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 思いやりと安心の輪

- 見守りを必要とする人の増加、老後や子育て、犯罪や災害への不安の増大など、私たちの暮らしをとりまく不安や悩みは、行政のサービスだけでは解決しきれません。
- 安心して暮らしていくために必要な情報は、迅速・適切に伝わりにくいものです。とりわけ自分の力で情報を得ることが難しい人たちに情報を伝えるしくみをつくることは、重要な課題となっています。
- 身近な地域において、一人ひとりの課題に対応した地域福祉活動を迅速・適切に進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

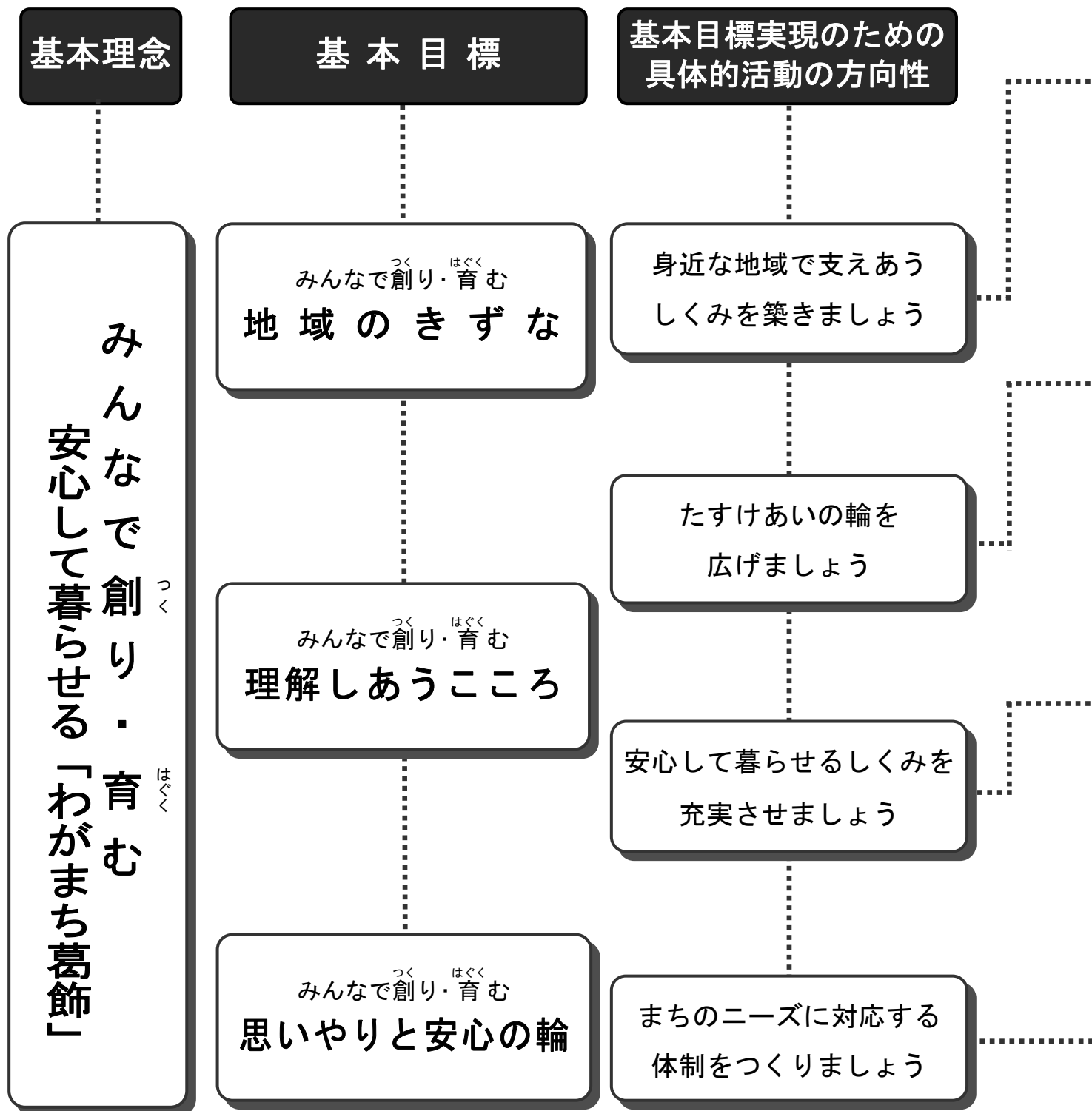
[具体的活動の方向性]

安心して暮らせるしくみを充実させましょう

まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

- 生活の中での困りごとについて相談できる身近な窓口を充実させ、判断力が十分ではなくなっても福祉サービスを利用して、地域で安心して暮らし続けられるよう支援するしくみをつくりましょう。
- 災害発生時に対応したボランティア活動の体制を整えましょう。
- 自分では、福祉についての情報を得にくい人たちへ、必要な情報が届くようなしくみをつくりましょう。

2 地域福祉活動の展開 ―計画の体系図―



活 動 の 柱	主 な 活 動	
小地域福祉活動の推進	①実施体制の整備	②小地域福祉活動支援
支えあい福祉活動のネットワークづくり	①小地域福祉活動内のネットワークづくり ③協力会員連絡会議の設置	②地域活動コーディネーターの発掘・育成 ④ネットワーク推進会議の設置
福 祉 教 育 の 充 実	①夏休みボランティア体験 ③ボランティア出前講座 ⑤福祉教育ハンドブックの発行	②ボランティアサマースクール ④ボランティア協力校支援
福 祉 人 材 の 育 成	①手話講習会 ③福祉指導者研修会	②訪問介護員レベルアップ研修 ④地域活動コーディネーター養成研修
地 区 行 事 等 の 支 援	①地区敬老行事支援	②青少年育成地区委員会支援
住 民 参 加 型 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	①しあわせサービス ③ハンディキャブ運行 ⑤高齢者食事サービス活動支援	②ファミリー・サポート・センター ④生活支援ボランティア
ボ ラ ン テ ィ ア の 参 加 促 進 ・ 育 成	①ボランティアまつり ③ボランティア養成研修	②ボランティア講座 ④団塊の世代向けボランティア入門講座
ボランティア活動の支援	①ボランティア相談・紹介・登録 ③ボランティア保険支援 ⑤活動場所等の提供	②ボランティアグループ支援 ④ボランティアセンターだより発行
募 金 活 動 の 推 進	①歳末たすけあい運動募金	②共同募金
在宅福祉サービスの充実	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問 ③手話通訳者派遣	②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣 ④視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣
福祉サービス利用支援の充実	①権利擁護センターかつしか	②苦情解決第三者委員の設置・運営
生活福祉資金の貸付等	①生活福祉資金貸付	②小口生活資金貸付
健康・生きがいづくり	①ワークスかつしか ③高齢者作品展	②長寿大学
福 祉 団 体 等 支 援	①障害者福祉連合会支援 ③福祉施設等支援	②高齢者クラブ連合会支援
災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 支 援	①災害ボランティア受け入れ体制の整備 ③災害ボランティア登録制度	②災害ボランティアマニュアルの作成 ④災害ボランティア連絡会議の設置
財 政 基 盤 の 強 化	①会員増強活動 ③区・都・東社協からの助成援助 ⑤募金配分金の活用	②事業収入の確保 ④基金運用活動
広 報 ・ 啓 発 活 動 の 充 実	①社協だよりの発行 ③社協事業のあらましの発行 ⑤メールマガジンの発行	②社協の案内の発行 ④ホームページの運営 ⑥評議員会の審議事項の情報提供等
経 営 改 革 の 推 進	①事業評価制度による事務事業の見直し	②事務局執行体制の構築
活動計画推進体制の整備	①活動計画の進捗管理	②活動計画に対する区の支援要請

●数字は新規活動

3 重点的に推進する活動

—小地域福祉活動を展開する—

(1) 小地域福祉活動の目的は

- 私たちが考える小地域福祉活動は、気軽に行き来ができる隣近所を舞台に、区民同士が理解しあい・支えあう力を強めていく地域活動です。
- 区民一人ひとりが抱える心配ごと・悩みごと・困りごとなどを、地域のみんなで理解し・受け止め、地域に暮らす区民の力や関係機関などとの連携・協働により解決に導きます。
- 中には、困りごとなどがあっても積極的に援助を求めないケースがあります。このような声なき困りごと（潜在的なニーズ）を汲み上げて顕在化することも身近な地域の活動です。
- 具体的には、そこに暮らすすべての区民を対象に、下表のような小地域福祉活動の取り組みを推進していきます。
- そうすることで、だれもが安心して暮らすことのできる「わがまち葛飾」をつくりあげると同時に、隣近所の人や家族同士が知り合い・支えあう機会をつくり、地域のきずなを強めていきましょう。

小地域福祉活動の主な内容

- ① 区民が抱える課題をすばやくキャッチする（潜在的なニーズの把握）
- ② 必要な情報をわかりやすく届ける
- ③ 福祉サービスでは解決できない課題を区民の力で解決する
- ④ 区民の力では解決できない課題は関係機関との連携・協働により解決に導く
- ⑤ 活動を通して互いの理解や交流を深める
- ⑥ 見守りや支えあいの活動を担う人を発掘・育成する など

（２）活動の単位である「小地域」とは

- 区内の連合町会単位の 19 地区（⇒次ページ）は、まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の福祉活動展開の単位となっています。
- 気軽に行き来ができる地域、既に活動をしていることにより連絡・連携が取りやすいという視点から、既存の区内 19 地区を活動単位とし、小地域福祉活動を展開します。

（３）どんな活動をするのか

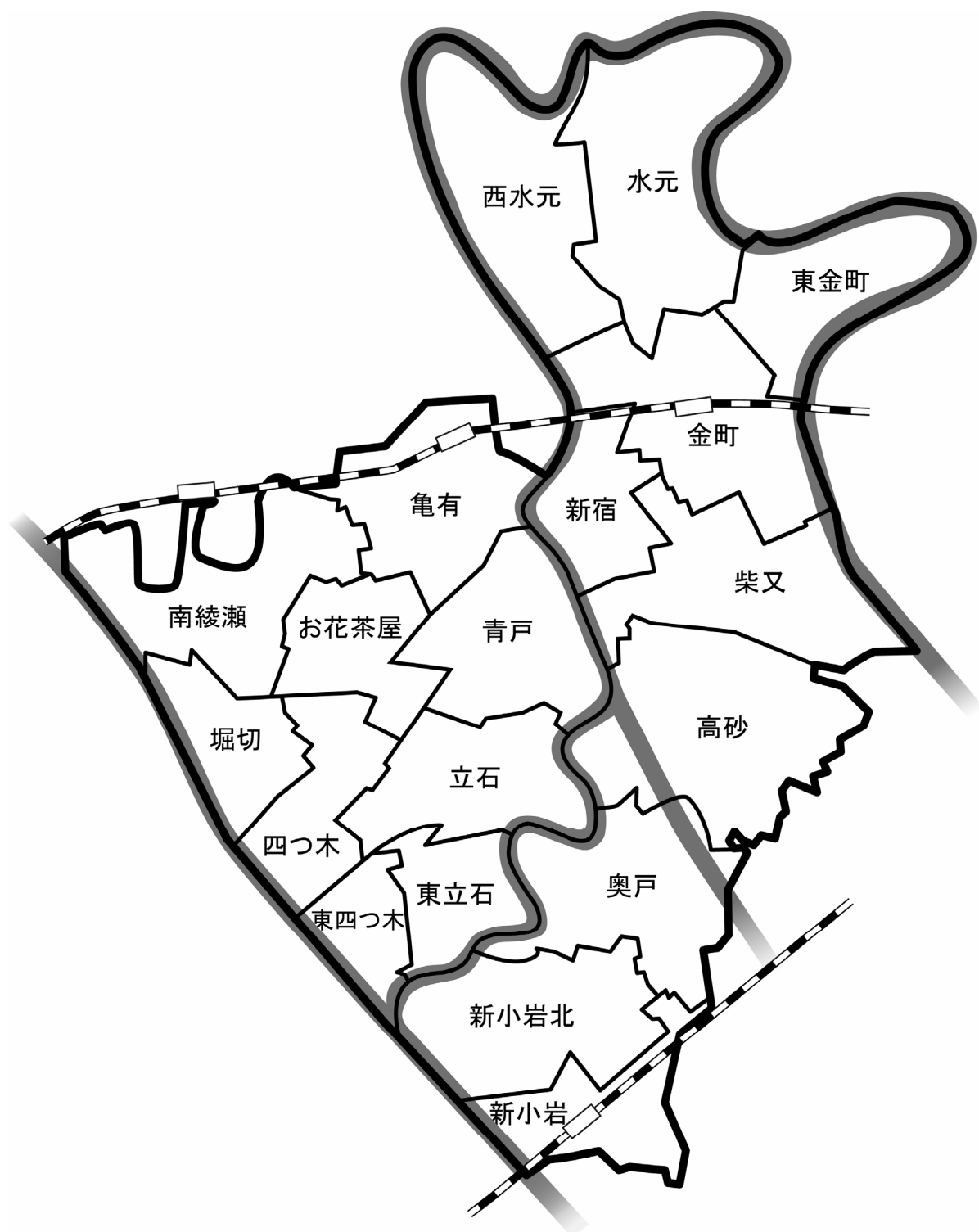
- 19 地区には、それぞれ地域性や特徴があります。それぞれの地区の実情に合った活動を進めるのが現実的です。
- 下であげる活動例は、現時点で考えられる活動を例示したものです。初期段階では、これらの活動例の中から地区で実施できそうな活動を選び、活動してみることも良いでしょう。
- 活動例はあくまでも例示であり、地域の実情や必要性に応じて、これらとは別の活動に取り組んでも構いません。
- 活動の初期には、どういう手順で活動を進めたらいいかわからないということも考えられます。そこで、これらの活動を始める手順を用意しておくことも必要でしょう。
- 将来は、地区の実情に合った個性のある活動が地区ごとに展開されることになるでしょう。

小地域福祉活動の具体的活動の例示

- ① 地区福祉まつり
- ② ふれあい交流活動（高齢者・障害者・子どもなど）
- ③ 要援護者の支えあい活動
- ④ 要援護者の見守り活動
- ⑤ 地域ボランティア発掘・育成活動
- ⑥ 地域福祉情報の収集・提供活動 など

小地域福祉活動の単位地区 略図

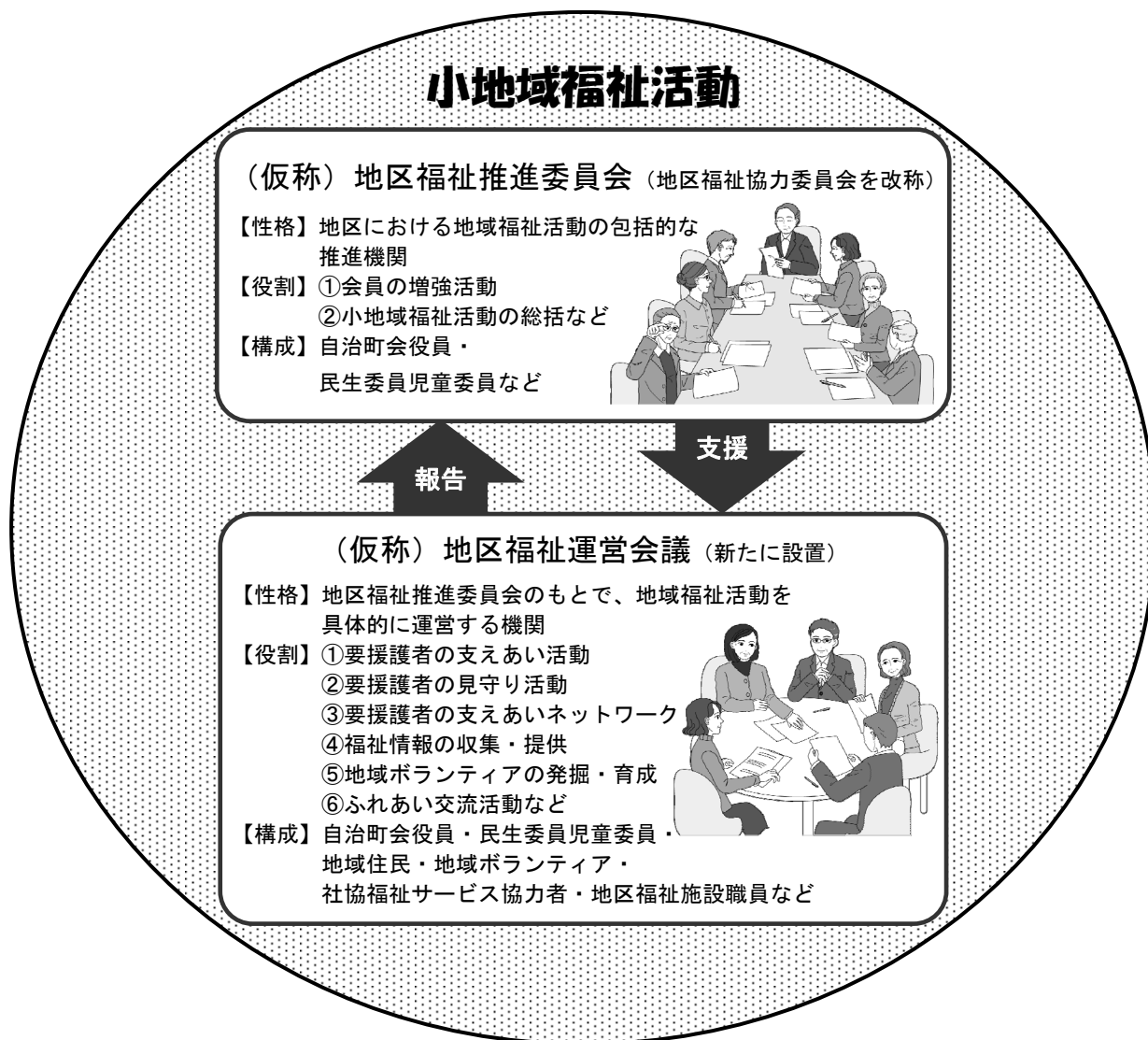
(連合町会単位 19 地区)



(4) 活動する組織は

- 既存の地域組織である地区福祉協力委員会※を「(仮称) 地区福祉推進委員会」と改称します。この委員会に各地区の地域福祉活動を推進する母体としての役割を担っていただき、以下に説明する「(仮称) 地区福祉運営会議」を支援していただきます。
- (仮称) 地区福祉推進委員会のもとに、新たにメンバーを募って(仮称) 地区福祉運営会議をつくります。この機関に地区における活動の実施主体となっていただきます。

小地域福祉活動の運営組織イメージ



※地区福祉協力委員会

社会福祉協議会の活動を、区民の協力や参加を得ながら組織的に推進するため区内 19 地区に設置されている委員会。委員には自治町会役員、民生委員児童委員の他、地域福祉に熱意のある方など約 850 名の方々を社協会長が委嘱しています。

（５）活動を立ち上げ、発展させる手順は

- 小地域福祉活動の展開にあたっては、2 地区程度のモデル地区を設け、社会福祉協議会が組織化・活動の始め方などを支援します。
- モデル地区を 2 年間程度試行し、その後、活動の効果を検証するとともに活動の課題を整理し、より良い活動・支援体制のあり方などを構築し、他の地区に広げていくためのステップとします。
- モデル地区の評価・検証を受けて、支援体制などを整え、計画最終年次までの全地区での立ち上げをめざします。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
準備期間 ・事業の検討 ・活動マニュアル整備	モデル地区（2 地区程度） ・社会福祉協議会が支援 ・活動の効果を検証 ・課題を整理			
				本実施（できる地区から） ・社会福祉協議会が支援
				本実施（できる地区から） ・社会福祉協議会が支援

（６）区民・関係機関・社会福祉協議会・行政の役割は

- （仮称）地区福祉運営会議には、地区内自治町会から推薦された方をはじめ、地区内の方ならどなたでも参加できます。この会議を通じて活動に参加していただきます。
- この会議には、地域内の福祉施設や社会福祉法人などにも参加いただき、一緒に活動していただきます。また、必要な支援もお願いします。
- 社会福祉協議会は、積極的にこの活動に対する支援を行います。
- 区は、社会福祉協議会への支援を通じ、この活動への支援を行います。

小地域福祉活動の連携イメージ図

